

“子どもと家庭のほっとステーション”

～大阪府子ども家庭センターの紹介～

大阪府子ども家庭センター

大阪府子ども家庭センター（以下、「センター」とします。）は、府内の7ヶ所において、“子どもと家庭のほっとステーション”として、それぞれの地域で府民の皆さまに親しまれ気軽に利用されるよう、子どもと家庭についてきめ細かい相談ならびに支援を行っています（P16 相談機関一覧参照）。また、2003（平成15）年4月には旧の堺子ども家庭センターを新しい中央子ども家庭センターとして堺市城山台に新築移転いたしました（写真参照）。

センターでは、児童福祉法第15条に基づく児童相談所として、18歳未満の児童に関する虐待、非行、不登校、障害等の相談や児童福祉施設の入所等についての相談を受けています。また児童福祉法以外の機能として、おおむね25歳までの青少年相談や、「配

偶者暴力相談支援センター」としてドメスティックバイオレンス（配偶者等からの暴力）についての相談支援等を併せて行っています。さらには、島本町と美原町を除いた町村の生活保護相談、母子家庭支援等を行っています。

都市化、核家族化が進む中であって、子育ての環境も大きく変化し、子どもに関わる諸問題、特に虐待、不登校、いじめ、非行などの問題が増加・深刻化しています。また子育てに悩む人も多く、様々な生活課題が背景にあり、援助を求めることができなかつたり、孤立している中で虐待へとつながってしまう状況にあるなど、親子ともに厳しい環境になっています（表1 および表2 参照）。

そうした中、センターでは年々増加する児童虐待の

表1 大阪府子ども家庭センターにおける児童相談件数の推移

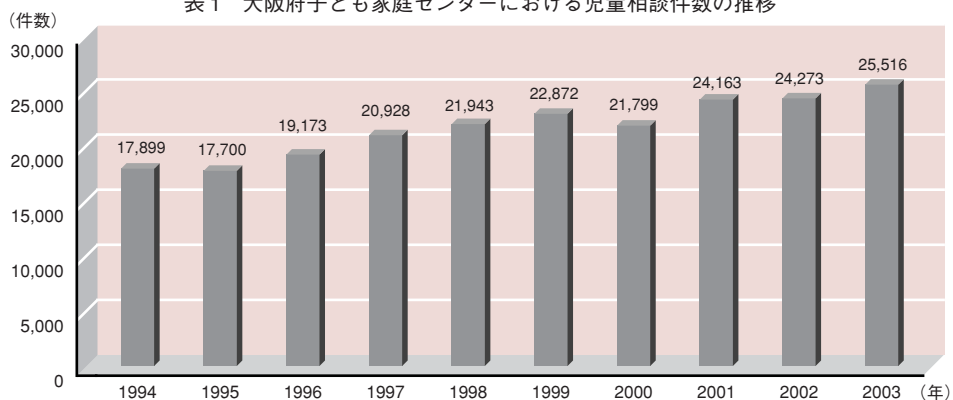
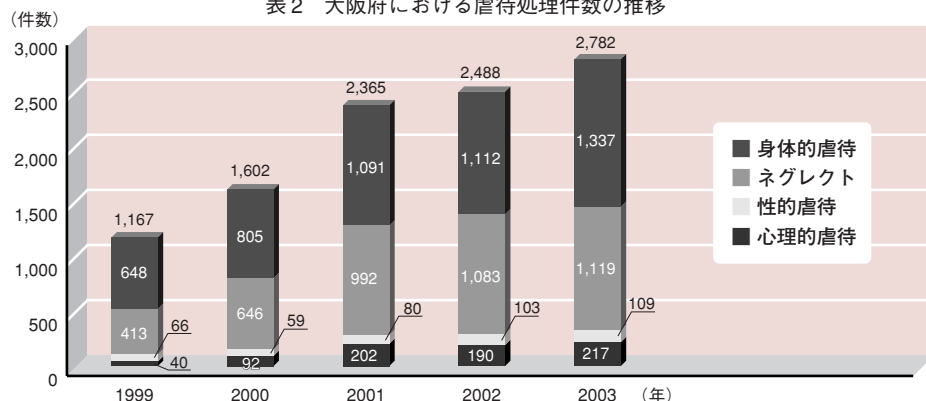


表2 大阪府における虐待処理件数の推移





大阪府中央子ども家庭センター

連絡先**相談機関一覧参照 (P16)**

相談や通告に対して迅速かつ適切に対応するため、2001(平成13)年度より虐待対応課を創設し、必要に応じての立入り調査や緊急保護をはじめ、児童虐待の防止に努めております。しかしながら、府内では死亡に至る重篤な事件が発生するなど残念な結果となっておりますが、引き続き児童虐待への対応に取り組んでまいります。

相談は無料でお受けしております。また、相談内容の秘密は固く守られますので安心してご相談ください。事前に連絡をいただくと、担当のケースワーカー等とご相談の日時を予約していただけます。また、子ども専用の「子どもの悩み相談フリーダイヤル(0120-7285-25)」を24時間365日開設しております。

児童虐待の定義

児童虐待とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(十八歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいいます。
(児童虐待の防止等に関する法律第二条 児童虐待の定義 より)

身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

児童虐待に係る通告の義務

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。
(児童虐待の防止等に関する法律第六条 児童虐待にかかる通告 より)

(児童虐待の防止等に関する法律 2004(平成16)年4月14日改正 同年10月1日施行)